

# 共起制限に見る命題とモダリティの関わり

田村直子

キーワード：モダリティ形式、命題の自己制御性、共起制限

## 1. はじめに

ナケレバナラナイ<sup>(1)</sup>、ベキダ、ザルラエナイ、ズニハイラレナイ、可能動詞、コトガデキル等は義務付加、許可付与、決意表明など「行為の遂行者を拘束する話し手の立場(中右 1994)」を表すことができる。このように、発話者の発話時の心的態度、モダリティを表すことができる形式をモダリティ形式と呼ぶことにする。これらの形式の多くは価値判断モダリティ(益岡 1991)を表わす形式、あるいは事態選択形式(森山 1997)として一つのカテゴリーを成すと考えられている。ところで、これらの形式には共起制限がある。

- (1) \*このドアは閉まることができる。 (森山 1988)
- (2) \*雨が降らざるを得なかった。 (森山 1997)
- (3) \*まもなくチョークが折れるべきだ。 (同上)
- (4) 医者は死亡診断書を書かなければならない/?書くべきである。そして、医者のみが死亡診断書を書くことができる。 (丹羽 1991)

例が示すように、モダリティ形式がある種の命題<sup>(2)</sup>とは共起しないという現象は、個々の形式の特性というよりは、このカテゴリーに所属する形式全般に関わる特性として捉えられる。本稿はこのように共起が制限される原因を探ることを目的とする。そしてモダリティ形式は、主語に対して述部で表わされている事柄の成立を命令したり禁止したりできるか否か、主語が手段や道具として述部で表わされている事柄の成立に関与するか否か、主語が自発性を持つか否か、命題がアスペクト対立を持つか否か等、命題に起因する特徴により、共起が制限される傾向があることを明らかにする。

## 2. 問題の所在

すでに森山(1989)、丹羽(1991)、渋谷(1993)等の先行研究において、モダリティ形式が

動詞の意志性や状態性によって共起を制限されたり、特定の用法を成立させたりすることが指摘されている。しかし、分析に使用される概念が分析者により異なったり、現象同士の関連が明らかではなかったり、問題点も残されている。さらに共起制限は、確かに命題の構成要素の意味特徴との関わりが推測されるが、それだけでは説明が難しい。

まず、動詞の意味特徴で共起制限が説明できるだろうか。例えば同じ「走る」という動詞でも、同一のモダリティ形式が共起する場合(5)と、しない場合(6)がある。動詞の例えば意志性という意味特徴だけで共起制限を説明するのは難しいであろう。

(5) 疲れるまで走れる/走らずにはいられない/走るべきだ。

(6) 寒気が\*走れる/\*走らずにはいられない/\*走るべきだ。

では、主語に立つ名詞の意味特徴で共起制限が説明できるだろうか。同じ「ニュース」という無生名詞を主語に取るにもかかわらず、モダリティ形式が共起する場合(7)と、しない場合(8)とがある。名詞の意味特徴だけでも説明がつかないようだ。

(7) こういうニュースは人々の心を動かせる。

(8) \*こういうニュースはすぐ広がれる。

また「このところ」を加えると、(5)で「疲れるまで走る」と共起したベキダが(9)では共起しない。名詞と動詞の意味特徴を見ているだけでも説明がつきそうもない。

(9) このところ、疲れるまで走れる/走らずにはいられない/\*走るべきだ。

つまり、モダリティ形式の共起制限は、命題を構成する個々の要素が持つ意味特徴にその原因を求めることはできず、命題全体を一まとまりとして捉えた上で、原因を探さなければならぬ。動詞や副詞の意志性やアスペクト性、主語名詞の有生・無生の区別等は、命題を特徴付ける大切な要素ではあるが、それらの特徴を合計するだけでは命題の意味特徴とはならない。構成要素の組み合わせり方という見方が欠けているからである。

そこで本稿では特に構成要素の組み合わせり方に着目して考察を行う。便宜上命題を(潜在的に意志的主体になれる)有生名詞が主語の場合と、(意志的主体にはなれない)無生名詞が主語の場合とに分けて考え、それから命題全体が示すアスペクト的性質について考える。

### 3. 有生名詞が主語の命題とモダリティ形式の共起制限

本節では、有生という意味的特徴を持つ名詞句が主語に立つ命題と、モダリティ形式の共起・非共起を考察する。この意味特徴が重要なのは、主語名詞句が述部で表される事柄を司る意志的主体になる条件を満たしている点にある。

### 3.1. 共起・非共起の状況

(5)で見たように主語名詞句が有生と想定される命題と、ズニハイラレナイや可能動詞は共起する。しかしながら次のような場合ズニハイラレナイと可能動詞は共起しない。

(10) \*試験に受からずにはいられない。

(11) \*君のおかげで試験に受かれた。 (渋谷 1993)

(12) 君のおかげで試験に受かることができた。 (同上)

また、次の例では可能動詞は共起しにくい、ズニハイラレナイは共起する。

(13) 悩むなといわれても、悩まずにはいられない。

(14) そもそもこんな些細なことで\*悩めない/?悩むことはできない。

可能動詞やズニハイラレナイが共起したりしなかったりする原因は、命題のどのような特徴に起因するのだろうか。(5)の命題は主語に対して「疲れるまで走れ」と命令でき、且つ「疲れるまで走るな」と禁止できる、そういう特徴を持つ事態を表している。この場合、可能動詞もズニハイラレナイも共起する。(13)の命題は「悩め」と命令はしがたいが、「悩むな」と禁止はできそうな、そういう特徴を持つ事態を表している。このような場合ズニハイラレナイは共起する。一方、(11)の命題は命令も禁止もしがたい事態を表わしている。このような時、可能動詞やズニハイラレナイは共起しない。以上の考察から命題の表わす事態が、その主語に対して述部で表わされる事柄の成立を命令したり禁止したりできるようなものか否かという特徴に、モダリティ形式の共起が制限されると結論づけることができそうだ。その他のモダリティ形式はこの特徴に左右されにくい。

(15) どうだ、驚くべきことじゃないかね。 (Galilei85)

(16) …ということに、私はあの時に気づくべきだったので。 (Galilei188)

(17) しかし政治を身近に観察しようとするなら、権力者をめぐる人間関係が政策決定にかなり大きな影響を及ぼす例の多いことに気づかざるをえない。 (88.6.9)

(18) どうしてアジアだけがこんな目にあわなければならぬのか。 (87.4.7)

普通「驚く」は禁止しかできず、「気づく」や「こんな目にあう」は命令も禁止もできない。ベキダは「このことに驚くべきだ。」や「気づくべきです。」と文末で用いられると、不自然に思われるが、例のように連体修飾節の内部(15)や、夕形にすれば(16)、自然に共起する。(14)で共起しなかった可能動詞や共起が不自然だったコトガデキルは、「悩む」を「悩んでいる」にすると共起するようになる(14')。

(14') そもそもこんな些細なことで悩んでいられない/悩んでいることはできない。

### 3.2. 連続性

モダリティ形式の共起制限には前節で見たような傾向がある。しかし実際は、命令や禁止が可能かどうかの判断は絶対的ではない。むしろ相対的であり、段階性があると思われる<sup>(3)</sup>。本節では前節で提示した分類が、連続的なものであることを指摘する。

ここでは便宜上、命令及び禁止の対象になる事柄の主語名詞の典型的な解釈として動作主という概念を<sup>(4)</sup>、どちらか一方の対象にしかならない事柄の主語名詞の解釈として感情や感覚の持ち主という概念を、どちらの対象にもならない事柄の主語名詞の解釈として出来事の経験者という概念を想定して話を進める。

動作主から感情の持ち主への連続性は、感情動詞(工藤 1995)のカテゴリー内部に窺える。日本語基本動詞用法辞典(1989)によると「～ヲ喜ぶ、諦める、同情する等」は命令も禁止もできる。また可能も表現できる。一方「～ヲ悲しむ、憎む」や「～ニ驚く、悩む、呆れる」は禁止しかできない。だから本稿でみた傾向に沿うならば、(14')で見た条件が満たされない限り可能を表さないはずである。実際「驚く」のグループは可能動詞の形を持たないとされている。しかし「悲しむ」と「憎む」は「他人の不幸を悲しめるのは人情があるからだ」「あの人は憎めない人だ」のように、可能動詞の形を持つとされている<sup>(5)</sup>。

また動作主と経験者の境も紙一重である。例えば「くじを引くこと」は命令の対象にも禁止の対象にもなる。だから、前節の傾向を裏付けるように可能動詞は共起する(19)。だが、同じ「くじ」でも、引いた結果どういう種類のものだったかを表す「当たりくじ」を引いた人はもはや動作主ではありえない。経験者となる。だから(20)のように可能動詞を共起させると不自然なのであろう。だが、(21)はどうだろう。(21)が(20)に比べて許容量が上がると感じるなら、それは、何度もくじを引き、当たる確率を上げるという努力によって、主語名詞に動作主的解釈がしやすくなったためであろう<sup>(6)</sup>。

(19) 次は 30 番以降の整理番号をお持ちの方がくじを引けます。

(20) \*次は 30 番以降の整理番号をお持ちの方が当たりくじを引けます。

(21) 何度も何度もくじを引いた太郎はようやく当たりくじを引けた。

## 4. 無生名詞主語の命題とモダリティ形式の共起制限

### 4.1. 共起・非共起の状況

まず、モダリティ形式が共起しないとされている例を再掲する。

(1) \*このドアは閉まることができる。

(森山 1988)

(2) \*雨が降らざるを得なかった。 (森山 1997)

(3) \*まもなくチョークが折れるべきだ。 (同上)

ここでモダリティ形式が共起しないのは、主語が無生名詞で自動詞文であるから、というだけではない。次の例を参照されたい<sup>7)</sup>。

(22) いまのうちに有効な手が打たれなければ、国民の失望感が広がらざるを得ない。  
(87.10.13)

(23) これをもとに企業は土地を買いあさるから、本来下がるべき地価も下がらない。  
(89.8.9)

(24) 政府ベースの活動がこれ以上拡大できないなら、民間の組織化も考えてみるべきだろう。  
(85.1.12)

では(1)(2)(3)の命題と、(22)(23)(24)の命題とではどこが違うのだろうか。ここで思い当たるのは、前者は使役文の補文とならず、後者はなることである。

(1') ドアが閉まる (⇒ \*ドアを閉ませた)

(3') チョークが折れる (⇒ \*チョークを折れさせた)

(22') 国民の失望感が広がる (⇒ 国民の失望感を広がらせた)

(23') 地価が下がる (⇒ 地価を下がらせた)

(24') 活動が拡大する (⇒ 活動を拡大させた)

井上(1976)や森山(1988)は(22')(23')(24')のような文の主語を「自発性を持つ」と特徴付けている<sup>8)</sup>。例えば「失望感」や「地価」は人手をかりなくとも、勝手に(例えば大衆心理や市場の原理で)「広がる」ことや「下がる」ことを成立させてしまうだけの主体性(性質や価値)が窺われる。一方、「ドア」や「チョーク」にはそのような主体性が窺われない。

(8)で見たように可能動詞はこのような命題と共起しない。一方次の形式は共起する。

(25) 一度隆盛を誇った町は、衰えなければならない。 (丹羽 1991)

(26) …産業構造の転換で古い産業はいやおうなく滅びざるをえない。 (87.12.30)

さて、モダリティ形式が共起する無生名詞主語の命題はまだ他にもある。

(27) この橋げたは一つで三トンの重さを支えられる。 (森山 1988)

(28) この車は400メートルを12秒で走ることができる。 (渋谷 1993)

これらの例文の主語はデ格でも表現できるという特徴を持つ。

(27') この橋げたが三トンの重さを支える ⇔ この橋げたで三トンの重さを支える

(28') この車が400mを12秒で走る ⇔ この車で400mを12秒で走る。

このデ格は「400メートルを12秒で走る」「三トンの重さを支える」手段や道具を表している。つまり、述部の表す事柄を成立させるのための手段や道具が主語名詞で取り上げられている。手段や道具は述部で表わされている事柄の成立を補佐するものであるから、その意味で事柄の成立に関与する。次のモダリティ形式はこのような命題と共起する。

(29) この橋げたは一つで三トンの重さを支えなければならない。

(30) 人脈でも資金力でもなく政策が党の基盤を支えるべきだ。

(31) いまの子どもたちが生きる社会を前提にした委員会の審議は、すべて従来の学校制度の枠組みを超える改革の方向を示さざるをえなくなっている、といえよう。

(87.1.24)

上記に見たような特徴が認められない場合、次のモダリティ形式は共起しない。

(2) \*雨が降らざるを得なかった。(森山 1997)

(32) \*春は来ることができる。(渋谷 1993)

(33) \*雨は降れる。

ベキダとナケレバナラナイは文末では共起しにくい、文末以外であれば共起する。

(34) 春は?来るべきだ/?来なければならない。

(35) 暫定政権の役割は、冬眠中に来るべき春に備えること、つまり外で米国と対話を再開するきっかけをつかみ、内で後継者を育てることだった。(85.3.12)

(36) 三月に入ったのだから、もう暖かくなるべきなのに、変な季節だ。(森田 1988)

(37) 三月に入ったのだから、もう暖かくならなければならないのに、変な季節だ。

## 4.2. 連続性

本稿では便宜上、有生名詞主語と無生名詞主語の命題を区別している。本節では無生と称している中にも、具象物から抽象的な概念まで幅広く想定されることに言及する。

まず、自発性の判断には名詞の性質が大きく関わっていることを再確認する。井島(1988)で指摘があるように「不要な書類」には「燃える」自発性が窺われない(38)。従ってコトガデキルも共起しない(38')。しかし「燃える」とコトガデキルが共起する例もある(39)。

(38) \*不要な書類を燃えさせる。(井島 1988)

(38') \*不要な書類は燃えることができる。

(39) 石ころばかりの高い山の頂で、外には雨と風が荒れ狂っているのに、その中でも、人間の心はあたたかく燃えることが出来ると思ったのです。(金子 1980)

この違いは何に起因するのか。「不要な書類」が具象物であるのに対して「心」は抽象的な概念である。さらに「心が燃える」は「物理的に物体が燃える」こととは異なり、人間の精神的な営み、つまり気持ちや感情の高まりや強さを表す。それゆえ、「心」には自発性があるように解釈され、コトガデキルも共起するのであろう。

ベキダは、人の感情を表わすレベルの名詞とも、まだ共起しにくい。

(40) ?もっと感情が顔に出るべきだ。

(41) …防衛費突出問題にしてももっと一般党員の意見が表に出るべきだ。(85.1.23)

共起するのは「意見、アイデア、価値観、政策等」、人間の思考の産物を表わす名詞である。これらは感情を表わす名詞より、人間の関与がいつそう強く窺われる。人の関与という点では、人の集合や組織を表わす名詞はほぼ有生名詞に相当し、もはや無生名詞とは見なせない。そのことは命令や禁止ができることから明らかである。

(42) 日本政府は国際舞台の表に出るべきだ/出ろ/出るな。

## 5. 命題のアスペクト的性質とモダリティ形式の共起制限

前節まで見てきた命題は、実はすべて、アスペクト的に「一回きり成立してそれで完結する」事態に関わるものであった。本節では命題の[一回性][反復性][一般性][状態性]というアスペクト的性質により、モダリティ形式が共起を制限される傾向があることを見る。

### 5.1. 共起・非共起の状況

ベキダには次のような共起制限が見られる。

(5) 疲れるまで走れる/走らずにはいられない/走るべきだ。

(9) ここのところ、疲れるまで走れる/走らずにはいられない/\*走るべきだ。

(5)の「走る」は、ある特定の時空間で一度成立してそれで完結するものと捉えられている。他方、(9)における「走る」はそう捉えられていない。むしろ「走り」は「ここのところ」複数回、繰り返し成立したのであり、これからも続くものとして見做されている。このような事態を表す命題を、工藤(1995)に倣って「反復性を示す」と特徴付けることにする。[反復性]はアスペクト形式の中和現象と連動している。

(5') ここのところ、疲れるまで走る/走っている。

(5')においてル形は、表す意味を変えずにテイル形に置き換えられる。アスペクト形式が、「動きをひとまとまりに捉える」あるいは「動きの継続性を捉える」という本来的な機能を果たさなくなっている、果たす必要がなくなっているのである。時間の概念

が抽象化されているといえよう。次の形式は反復性の命題と共起する。

(43) このところ、残業せざるをえない/しなければならない。

ベキダには次のような制限も指摘されている。

(44) 彼は報告書を書かなければならない/書くべきである。

(4) 医者は死亡診断書を書かなければならない/?書くべきである。そして、医者のみが死亡診断書を書くことができる。(丹羽 1991)

(44)に対して(4)が決定的に異なるのは、前者が主語で具体的に個別の指示対象「彼」を取り上げているのに対して、後者は一般的概念としての「医者」を総称して取り上げている点である。主語名詞が総称解釈を受け、一般的な属性を規定する文となっているので、ベキダが共起しなくなっていると考えられる。このような命題の性質を[一般性]としておく。このような[一般性]解釈が成り立つ場合、動詞は常にル形である(工藤 1995:159)。アスペクト形式の対立がなくなっていることが窺われる。時間の抽象化がさらに進んだ段階なのであろう。以下、[一般性]を持つ命題と共起するモダリティ形式の例を挙げておく。

(45) 仮に、人間の誰しもが重かれ軽かれそれに悩まされないではいられないあの不思議な熱病—恋愛の感情にこれをくらべてみようか。(森田/松木 1989)

(46) だれしもが、子育てに自信を失わざるをえない状況が、背景にある。(86.11.30)  
次の例において本稿で扱うモダリティ形式は共起が難しい。

(47) \*太郎は母親に似ることができる。(渋谷 1993)

(48) 太郎は母親に\*似ていざるをえない/\*似ていずにはいられない/  
\*似ているべきだ。/\*似ていなければならない。

文末で「似る」は通常テイル形でしか用いない(金田一 1950:10)。これは、この動詞が「時間的展開性をとらえていないがゆえにアスペクト対立がなく、基本的に、形容詞に近づいている(工藤 1995:80)」からであろう。このような動詞には意志性の有無という対立も欠如している(工藤 1995:80,46~49)。このように、アスペクト対立がないために、意志性の有無の対立が欠如している場合を[状態性]と呼ぶことにしよう。上記にあげた共起制限は[状態性]に起因すると考えられる<sup>9)</sup>。

同じく[状態性]を示すのが存在をあらわす「ある」や「いる」である。両者にはテイル形がないのでアスペクト対立がないと考えられる。従ってベキダやナケレバナラナイは共起が制限されそうなものだが、次の例では共起している。文末以外に出現しているからであろうか。

(49) これらの天体が本来あるべき位置を探しても、そこには見つからないのです。

(Galilei67)

(50) でも、彼女の心の中にあったのは場所なのです-だれかが当然いなければならぬ場所-しかもその場所はみだされていない…

(予告 343)

## 5.2. 連続性

モダリティ形式には前節で示したような傾向がある。しかし [一回性][反復性][一般性][状態性]の区別は必ずしも常に明瞭であるわけではない。ここではその連続性が窺われる例を一つだけ指摘しておく。

(51) 最近学校へ総武線で行っている。 (中村 1997)

(52) 最近ハワイへ行っている。 (同上)

中村(1997)には動作動詞のテイル形がどのような時に反復性を示すかが考察されている。それによると、「学校へ行くこと」、すなわち通学や通勤などは周期的に行なわれることから反復性の解釈を受けやすく、「ハワイへ行くこと」は周期的とは想定しづらいので一回的な解釈を受けやすい。

## 6. 命題の特徴としての自己制御性

本節では、モダリティ形式の共起を制限する命題の特徴として「自己制御性」という概念を提案する。そして「自己制御性」を先行研究に位置づけ、類似概念と比較する。

今まで見てきたような、主語に対して述部で表わされている事柄の成立を命令したり禁止したりできるか否か、主語が述部で表わされている事柄の成立に対して手段や道具として関与するか否か、主語が自発性を持つか否か、という命題を区別する特徴を統合して、「自己制御性」という名前で呼ぶことにしたい。また、事態成立の時間の抽象化についても、抽象化の度合いが高いほど、自己制御性が低くなる、という関係にあるので、自己制御性を左右する一要因と考えられる。自己制御性は「主語名詞句が、述部で表わされている事柄が成立するために、自律的に関与する度合い」とまとめられよう。

自己制御性は仁田(1991a)で「動きの主体が、自分の意志でもって、動きの実現化を計り、動きを遂行・達成することができる、(中略)、といった性質(同上:243)」とされている。なお、「動きの主体」は仁田(1991b)のヴォイス表現分析で明らかのように、意味役割としての動作主ではなく、むしろ森山(1988)のいう主語名詞であるようだ。その森山(同上)は

主語名詞の「動詞がその表す動きを発生・成立させるための」「動きに対する自律的な関与の度合い」を主体性と呼んでいる。従って、自己制御性の高いレベルを意識した仁田(1991a)の定義は、自己制御性の低いレベルも考慮した森山(同上)の定義と相いれないものではないと思われる。そう考えるならば、本稿の自己制御性は、仁田(同上)の自己制御性と森山(同上)の主体性を含み、さらにアスペクト的要素を配慮したものである。なお、自己制御性の段階付けに関してだが、森山(同上:225)に指摘があるように、傾向としては有生主語命題の自己制御性が無生主語命題の自己制御性より高く位置づけられると思われる。ただ、本稿で扱うモダリティ形式の共起状況を見るかぎり、手段・道具の無生主語命題と共起するモダリティ形式は、いわゆる経験者主語命題と共起するモダリティ形式より多いので、前者は後者より自己制御性が高いのではないかと思われる。両者の位置づけに関しては今後検討を要すると思われる。

自己制御性と類似する概念として意志性と他動性に言及しておく。意志性は専ら動詞分類のための素性として用いられてきた。一方、本稿の自己制御性は動詞ではなく命題全体を特徴付ける概念である。もっとも、動詞の意志性が命題の自己制御性と連動することは、言うまでもあるまい。さて、他動性らしさと自己制御性(意図性とも呼ばれる)の高さの関連は指摘が多くある。定義上、自己制御性が高ければ、他動性も高いことが窺われる。だが、逆に他動性が高ければ自己制御性も高いわけではない。例えば「母親が子供を歩かせる」は「子供が歩く」より他動性が高いとされるが、両者は自己制御性において差があるとは思えない。

## 7. 考察のまとめと今後の課題

本稿では、モダリティ形式の共起制限という現象を通して命題とモダリティの関わりを考察した。その結果、考察対象のモダリティ形式には、命題の自己制御性が低くなるほど文末に共起しにくい、という傾向があることが明らかになった。さらに考察対象には、命題にその共起を制限されやすい形式と制限されにくい形式があることが分かった。これは何に起因するのだろうか。

ここで、森山(1988:206)の無意志支配の性質叙述化という見方が参考になる。

(1) \*このドアは閉まることができる。

そこでの見方によると、「このドアが閉まる」は動きの発生を支配するような主語がないので、性質叙述としての意味が出る。従って(1)と言う必要もなく、そのまま「閉まる」

という性質を言うことができる。この見解を踏まえると、次のような仮説が導かれる。

- (53) 可能動詞やズニハイラレナイ等共起を制限されやすい形式というのは、性質叙述的に働く。従ってすでに性質叙述と機能する命題に対しては、冗長になるので共起しない。一方ナケレバナラナイ等制限されにくい形式というのは性質叙述的に働かない。従ってそのような命題とも共起する。

この仮説の検証には、広くモダリティ形式の用例を分析してゆく必要がある。

では、なぜ自己制御性の高い命題とこれらのモダリティ形式は共起しやすいのだろうか。主語が述部で表わされている事柄の成立に「関与する」ということは、少なくとも当該の事柄を成立させるかさせないかの選択肢があるということである。選択が可能だからこそ、事態選択形式(森山 1997)である本領を発揮して、選ばれた選択肢を価値判断(益岡 1991)することもできるのである。そもそも選択肢がないところへ、可能性や必要性を示すことは無意味であろう。意味があるとしたら、それはもはや事態の成立・非成立への関与を前提としているものではなく、別の意味を担ってくると思われる。その点で命題の自己制御性は、各モダリティ形式が持つ用法の違いにも関わっていることが予測される。この点に関しての考察は別稿に譲りたい。

最後に、本稿では扱えなかった現象を挙げておく。

- (54) 会議が終わったら、すぐ行くべきだ/行かなければならない。

- (55) 会議が終わると、すぐ\*行くべきだ/行かなければならない。

従属文の性質によって主文の自己制御性が影響を受ける現象をどう扱い、本稿での考察の枠組みの中にどう位置づけるか、この点は今後の課題である。

#### 注：

- (1. ナケレバナラナイの他にもナクテハナラナイ、ネバイケナイ等の形式がある。これらは皆「条件接続表現と否定表現の組み合わせ」という形態的構造を持つ。また田村(1997)で示したようにテモイイやテハイケナイなどの形式に対する意味的な位置関係が同じである。以上の二点から本稿ではこれらの形式を異形態とみなす。
- (2. 今後命題は、本稿の考察モダリティ形式により表される心的態度が対象としている事態を言語化しているものとする。というのも、本稿で考察するモダリティ形式自体、また次なる段階のモダリティ形式の対象となることがあるからである。

- (56) 行かなければならないにちがいない。

このような場合、ナケレバナラナイは純粋にモダリティを表しているとはいえない。本稿の考察対象はモダリティのみを表す専門形式ではなく、モダリティを表さない場合もあるのである。疑似モダリティ形式(仁田 1991a)あるいは二次的モダリティを表わす形式(益岡 1991)と呼ばれる所以である。なお、本稿では「太郎が行くべき会社」等、連体修飾節中のモダリティ形式も「太郎が会社へ行くべきだ。」等、文末のモダリティ形式と同様「太郎による会社行き」という命題と共起していると考えことにする。

- (3. 仁田(1991a:243)では、命令が「動き成立そのもの・動きの達成をも自分の意志でもって制御できる」<達成命令>と、「動きの成立そのもの・動きの達成は自分の意志でもって制御できないが、動きの成立・達成に至る過程、動きの達成への企ては自分の意志でもって制御できる」<過程命令>の2つに分類されている。
  - (4. ここで便宜上想定する「動作主」等は、動詞が語彙内在的に要求するものではなく、むしろ中右(1994:第25章)で示されているような語用論的な側面を持つものである。
  - (5. 角田(1991)の二項述語階層で提案されているように、「格枠組み(同上:90)」との関連があるのかもしれない。格枠組みと自己制御性の関連については今後の課題である。
  - (6. 自動詞文と可能の表現に関するこのような現象については青木(1997)が考察している。
  - (7. 本稿で「名詞+デキル」は、その分析的な構造と、形態素「デキル」を共有していることから、コトガデキルと同様に扱っておく。
  - (8. 井上(1976a:56)で自発性は、無生名詞主語の自動詞文が使役文の補文となる条件とされている。例えば(58)で使役文が不自然なのは「毛織物」には認められる自発性が、「日程」には窺えないから、と説明されている。

(57) メアリーが水につけて、毛織物を縮ませた。 (井上 1976b)

(58) メアリーが日程を縮めた/\*縮ませた。 (同上)

一方、自動詞と対応する他動詞がない場合、「ヲ使役」が語彙的なギャップを埋めることになる(森山 1988:216)。例えば「(雨が)降る」と「(雨を)降らせる」。本稿では、森山(同上)の見解に従い、このような場合の使役文は、無生主語名詞の自発性を示しているとは考えないでおく。なお、付け加えておくと、自発性があればどんな命題とも、例えばザルヲエナイが共起するわけではない。
  - (58') メアリーが水につけたので、毛織物は縮まざるを得なかった。
- (58')を不自然に感ずる人には、4.2.で述べる名詞の抽象性など、さらなる条件が共

起制限となっているのであろう。

- (9. なお、状態性述語でも、その当該状態を成立せしめる動作主性を主語に帯びさせることによって、コトガデキルが共起できるようになる場合もある(青木 1997)。しかし、これは3節の傾向を支持するものであり、ここの議論の反例とはならないと考える。

## 用例出典

本文中(xx.xx.xx)と日付を記したのはCD-ROM『朝日新聞-天声人語・社説-』日外アソシエーツ発行からの例、(Galilei)と記したのは『ガリレイの生涯』(1979) Bertolt, B. 作・岩淵達治訳・岩波書店からの例、(予告)と記したのは『予告殺人』(1976) Agatha, C. 作・田村隆一訳・早川書房からの例である。出典のないものは作例である。

## 引用文献

- 青木ひろみ(1997)「自動詞における《可能》の表現形式と意味-コントロールの概念と主体の意志性-」『日本語教育』93 pp.97-107
- 井島正博(1988)「動詞の自他と使役との意味分析」『防衛大学校紀要』56 pp.105-135
- 井上和子(1976a)『変形文法と日本語(上)』大修館書店・東京
- (1976b)『変形文法と日本語(下)』大修館書店・東京
- 金子尚一(1980)「可能表現の形式と意味(I) -”ちからの可能”と”認識の可能”について-」『国立女子短期大学(文科)紀要』23 pp.62-76
- 金田一春彦(1950)「国語動詞の一分類」『日本語動詞のアスペクト』金田一春彦編(1976)再録 むぎ書房・東京 pp.7-26
- 工藤真由美(1995)『アスペクト・テンス体系とテキスト-現代日本語の時間の表現-』ひつじ書房・東京
- 渋谷勝己(1993)「日本語可能表現の諸相と発展」『大阪大学文学部紀要』33-1pp.1-261
- 田村直子(1997)「必然系と可能系のモダリティ-条件接続表現によるモダリティ形式を例に-」『日本語と日本文学』24 pp.32-40
- 角田太作(1991)『世界の言語と日本語』くろしお出版・東京
- 中右 実(1994)『認知意味論の原理』大修館書店・東京
- 中村英子(1997)「動作動詞テイル形の「反復」について-「反復」の解釈が生まれる諸条

件-]『日本語教育』93 pp.73-84

仁田義雄(1991a)『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房・東京

————(1991b)「ヴォイスの表現と自己制御性」『日本語のヴォイスと他動性』仁田  
義雄編 くろしお出版・東京 pp.31-57

丹羽哲也(1991)「「べきだ」と「なければならない」」『大阪学院大学人文自然論叢』23,24  
pp.53-72

益岡隆志(1991)『モダリティの文法』くろしお出版・東京

森田良行/松木正恵(1989)『日本語表現文型』アルク・東京

森山卓郎(1988)『日本語動詞述語文の研究』明治書院・東京

————(1989)「認識のモードとその周辺」『日本語のモダリティ』仁田義雄/益岡隆志編  
くろしお出版・東京 pp.57-120

————(1992)「価値判断のモード形式と人称」『日本語教育』77 pp.26-35

————(1997)「日本語における事態選択形式-「義務」「必要」「許可」などのモード形  
式の意味構造-」『国語学』188 pp.12-25

#### 辞典類

小泉保他編(1989)『日本語基本動詞用法辞典』大修館書店・東京

森田良行(1988)『基礎日本語辞典』角川書店・東京